

港区立みなと芸術センター条例の一部を改正する条例

本案は、みなと芸術センターの使用料の後納を可能とするものです。

【条例改正の背景】

令和9年11月に開館を予定している港区立みなと芸術センター（以下「センター」といいます。）は、他の公の施設と同様に使用料の支払は前納とすることを条例で定めています。

全国で実施されている演劇系の公演等においては、リハーサルや公演中に演出が変わるなどの現場での調整が生じ、必要な付帯設備等の追加や変更が頻繁に行われていることが明らかになりました。

センターでの公演等がより良いものにつながるよう、付帯設備等の追加や変更に対応し、使用料の後納を可能とするため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

区長が必要と認めるときは、使用料を後納とすることができることとします。

【施行期日】

公布の日